

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年7月29日（金）15:34～16:12
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|--------|-------------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表 |
| 委員 | 鈴木 亘 | 学習院大学経済学部経済学科教授 |
| 委員 | 本間 正義 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|--------------------------|
| 栗原 秀忠 | 農林水産省経営局農地政策課長 |
| 前島 明成 | 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長 |
| 渡辺 正 | 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課課長補佐 |
| 川崎 奉以 | 農林水産省経営局農地政策課経営専門官 |

<提案者>

- | | |
|-------|------------------|
| 南部 和人 | 大阪府環境農林水産部農政室長 |
| 栗栖 和道 | 大阪府岸和田市産業振興部総括理事 |

<事務局>

- | | |
|-------|-------------------|
| 佐々木 基 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 坂井 潤子 | 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 都市農業の振興のための国家戦略特区
- 3 閉会

○事務局 それでは、昨年12月の第7回関西圏区域会議において大阪府より御提案いただきました、都市農業の振興のための国家戦略特区について、始めさせていただきます。

本年6月30日のワーキンググループヒアリングで、大阪府と岸和田市と農林水産省の方々にお越しいただきまして、意見交換をさせていただきました。

前回のワーキンググループヒアリングを踏まえて、1点目に農地への全面コンクリートの解禁、2点目に農地転用規制の緩和という2点について御質問させていただいたものにつきまして、農林水産省から回答をいただいておりますので、その御説明に続きまして意見交換をさせていただきたいと思っております。

八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくささいまして、ありがとうございます。

早速、まず、農林水産省から御説明をお願ひいたします。

○栗原課長 農林水産省農地政策課長の栗原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうから、1点目、農地への全面コンクリートの解禁についてという論点につきまして、2点、御確認事項ということでいただいておりますので、御説明をいたしたいと思っております。

一つ目は、「耕作」の定義につきまして、この定義を定めた理由や背景を明らかにすることと、そこがございます「労費を加え」「肥培管理を行う」と言えるための「最低限の行為」は何かということでございます。

まず、この点につきましては、私どもが所管しております農地法上の農地につきましては、そもそもの趣旨としまして、国内の農業生産の基盤でございます農地は非常に限られた資源であること、また、その形質から言って、一旦耕作不可能な状態になりますと、耕作可能な状態に戻すことが極めて困難であることに鑑みまして、権利移動規制等々の措置を講じているところでございます。こういった趣旨を踏まえまして、この規制対象となる土地の範囲を明確にするということで、「耕作」の定義を「土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培すること」としているところでございます。

また、「労費を加え肥培管理を行う」ことの意味でございますが、一般に、土地に労働資本を投じ、作物の生育を助けるための耕うん、整地、播種、灌漑、排水、施肥、農薬散布、除草などの一連の人為的作業を行うことを言うものでございますが、お尋ねもありません「最低限の行為」につきましては、作物の種類、栽培方法、気候等々によりまして異なるものですから、一概には判断できないものと考えております。

二つ目の確認事項でございますが、御説明申し上げた耕作の定義を、少なくとも特区におきましては変更し、あるいは、弾力的に解釈することによりまして、農地を全面コンクリートで地固めして、例えば、植物工場などを設置し農産物の生産をしている場合には、引き続きこれを農地として扱うことができるものとするということでございます。

この点につきましては、農地を全面的にコンクリートで固めた場合、その土地はほかの工場跡地、いわゆる宅地、あるいは雑種地といったものと同様でございますが、こういった場所でも水耕栽培などによる農産物の生産は可能でございますし、実際に行われているところでございまして、そのほかの土地と同様でございますが、そうした場合にこういった土地について権利移動規制などを行う必要性は、私どもとしてははないのではないかと考

えておりまして、農地として扱うことは、農地として農地法の規制対象ということの意味するわけでございますから、そういった規制対象とする必要性は感じておらず、適当ではないという答えでございます。

なお、前回、私が出席しましたこのワーキンググループヒアリングの中では、農地として扱うことのメリットとして税制の話も出ておりましたけれども、税制上の地目につきましては、課税の客体となります資産評価を行う観点から分類されるものでございますので、農地法上の取扱いが自動的に課税上の地目に反映されるものではない点は御理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

○前島課長 続きまして、指摘・確認事項の2番の点です。農地転用規制の緩和について、私から御説明申し上げたいと思います。

農村計画課長の前島と申します。よろしくお願いたします。

岸和田市から、開発許可の例外となる90平米という面積を引き上げてほしい、農地転用許可と同じ200平米まで引き上げてほしいという御要望がございました。

これに対しまして、先日のワーキンググループヒアリングの中で、一定の確認を行う必要があるけれども、その場合の開発許可の必要性について、岸和田市で現在考えている時間的コストといった実情を踏まえて私たちのほうも検討するよというお話がございましたので、今回、回答を作成しているところでございます。

岸和田市から、別紙1という形で私たちは引用させていただいていますが、このように、開発許可をするとこれだけの時間なり色々と手間がかかるのだということを整理していただいております。

これを見ますと、私たちのほうで赤枠ですとか黄色の枠を追加させていただいたものでございますけれども、法令上、例えば、任意とされている手続、必要があるのだったらやるよと書かれている手続ですとか、私たちが発出したガイドラインで、これをやったらどうでしょうかということでお示ししているものが赤になりますけれども、こういったものも含めた形での手続が整理されているということでございます。

これにつきましては、元のペーパーに戻っていただきますと、「しかしながら」というところで、まず、ガイドラインの法的性格について説明させていただきますと、ガイドラインは、法令で定める事務が円滑かつ適性に行われるよう、地方自治法第245条の4第1項に基づく自治事務についての技術的助言として発出したものでございます。このため、開発許可に際しまして、法令で規定する手続については必要でございますけれども、ガイドラインに記載されている手続については、許可申請のあった案件の内容に応じて許可の事務を行う自治体において必要性を判断していただければよいものでございまして、岸和田市で不要と考えるのであれば、そこは必ずしも取る必要はないということでございます。

また、農振法第15条の2の規定に基づく開発行為の許可を行うに当たりましては、要件

が同条第4項に三つ書かれております。

一つ目が、開発行為が行われる位置などから見て、農用地利用計画の達成に支障を及ぼす恐れがないこと、二つ目が、周辺の農用地等において土砂の流出、崩壊等の災害発生の恐れがないこと、三つ目が、周辺の農業用排水施設の機能に支障を及ぼす恐れがないことという三つの基準を満たせばよく、案件ごとにこれらを判断する上で必要な手続を行えば足りるところでございます。

なお、②及び③につきましては、法令上は農用地利用計画の変更において審査することとはなっておりませんので、果たして農用地利用計画の達成に支障を及ぼすかどうかというところについては、基本的に①のところで見ることができると考えておりますが、②と③の内容については、開発許可に際して判断する必要があると私たちは考えているところでございます。

さらに、許可の際に提出する申請書類でございますけれども、申請をされる業者のほうの負担という観点から見たときにそれがどうなるのかということについて説明しているものが次のところになります。法令といたしましては、省令第34条第1項の申請書として、別紙2「農振法開発許可申請のイメージ」に提示する開発許可申請書を作成していただきまして、これに同条第2項の図面として、開発行為に係る土地や建築物の位置図を添付していただければ足りるものでございます。なお、位置図には、通常、工事で作成する図面の写しなどを用いることができますので、許可申請書のイメージを御覧いただければお分かりになりますように、書き込んでいただかなければいけない、これは必要最低限のものとなりますけれども、それについては、至極簡単な記載事項でございますし、先ほど申し上げたように位置図なども工事などで用いる図面を使っただけであれば足りるので、業者の負担もそれほど大きくないのではないかと考えるところでございます。

ガイドライン上はこれ以外の書類もということが書かれておったりしますけれども、これらにつきましては、上記2の①～③の基準を満たすかどうかを判断するために岸和田市で必要と考える範囲で求めていただければよいと考えております。

したがって、岸和田市において、農用地利用計画の変更の際に、農用地利用計画の審査に必要な施設の立地についての確認に合わせて、開発許可の審査の際に必要な周辺農業に対する措置についても確認を行うということであれば、開発許可に必要な手続が別紙3に、今回は私たちのほうで整理しましたけれども、非常にシンプルなものになると考えております。

このように、事業者の方は、農用地利用計画の変更時に用いた書類や図面を活用して開発許可申請をすればよい。岸和田市は、その内容に変更がない旨を確認するだけで許可ができるだろう。

二つ目といたしまして、申請書類の確認と決裁に要する期間のみで迅速な事務処理ができるということで、決裁にどのぐらい時間がかかるかということはあるのですけれども、その気になれば相当短い、おそらくは長くても1週間程度で事務処理ができるだろうと考

えますので、時間もコストもかからずに開発許可は可能ではないかと考えるところでございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

今、二つの論点についてお答えがありました。まず、かなり具体的なお話になっている農地転用規制の緩和についてのほうからやりたいと思うのですが、今、農村計画課長からお話があった、特にこの別紙3に基づいて、随分簡略化できるのではないかという御説明があったわけですが、これに関して岸和田市としてはどうお考えでしょうか。

○栗栖総括理事 ありがとうございます。

確かに、書類上のお話で行きますとこのような形で簡略化されるのではないと思うのですが、現場といたしますと、現場の状況を調査し、また、進捗状況についても監視しながら、また、農業委員会も非常に大切に、調整は必要かと思いますが、一定の今のこのような簡略化のお話がありましたので、一度市内部で検討させていただいて、果たしてこれが実効的なものになるのか、いわゆる法律に基づいた内容のことができるのかどうかというところは検討させていただきたいと思っております。

○八田座長 分かりました。

それでは、これは持ち帰って検討されるということですね。

では、この別紙3以外のことについて、今の2項目目について特に御意見はありませんか。

○栗栖総括理事 農地転用規制についてですか。以上です。

○八田座長 それでは、最初の農地への全面コンクリートの解禁についてのトピックに戻ろうと思いますが、これについて岸和田市から御指摘はございますでしょうか。

○栗栖総括理事 色々和法律上についての判断があるわけですが、これは2番目もそうなのですが、我々は岸和田丘陵という地区に限って、いわゆるこれからの都市農業の発展のポテンシャルが非常に高いところについて、特例的にこういうところを認めていただいて、そういうものの効果というところをお示ししていきたい、示せるのではないかと、今回特区申請をさせていただいているところです。

ということで、法律の内容についての考え方云々というよりも、今、私どもが言ったような形でこの区域についての特例としてコンクリート打設は都市農業の振興、農業というものの観点で見た場合で認めていただきたいということでもあります。

以上です。

○八田座長 基本的には、農地として認めてもらいたいということは税制なのですか。

○栗栖総括理事 背景にあるのはそういうところもあります。

ただ、基本的に農業委員会にしてもJAにしても、農業というもの、農地というものに対する考え方を新しくこれから変えていかなければいけないのではないかと問題意識もある中で、その両面からの話で出ております。

○八田座長 八代委員、どうぞ。

○八代委員 素人なのであれなのですが、この農林水産省の答えはすれ違いであって、元々コンクリートで地固めたものは農地法の適用除外だから、工場跡地みたいなものは勝手にやって結構ですということは別に聞いていないので、今、農地であるところにコンクリートを張って、いわゆる植物工場を造りたいというときは、今の農地法だと農地の転用になりますから、そういうことをしたらダメですね。

だから、それをいわゆる従来型の土地を耕すという農地ではなくて、新しい技術で植物工場という形で農業をするときに、従来型のいわば使用規制を変えてほしいということなのです。農業をすることには変わりはないわけで、農業の仕方が違うのだと。従来の土地、農地に水をまいて種を植える旧来型の農地ではなくて、コンクリートを敷いて工場で植物をやる。農業をやっていることには変わりはないのだけれども、その仕方が違う。そういうことを転用ではなくて農地のまま認めてほしいということに対して、それは工場跡地と同じだというのは、完全にお答えがすれ違っているわけで、転用規制をせずに今ある農地を農地として工場を建てたいということがいいのか悪いのかという答えはないように思うのですけれども、どうでしょうか。

○前島課長 転用規制のことになると私の担当になるので、お答えいたしますと、この回答自体はある意味再回答になっているので、聞かれた再質問なり再意見の部分についてお答えしているということで、少し八代先生の問題意識からするとちょっとすれ違いではないかという答えになっている面もあるかと思えます。

今、農地であるところは転用になるからダメではないかということにつきましては、そこは必ずしもそうではございません。ここは圃場整備をしてということですので、これが例えば、単純に建物を建てる、例えば、住宅地にしますとかということになると、基本的に転用はできませんけれども、これは植物工場にするということであれば、農用地区域の中ということになってくると思いますので、農用地利用計画を変更していただいて、農業用施設用地という位置付けにさせていただく。その農用地利用計画の中で、農業用施設用地とされているところに植物工場を造るということであれば、転用許可も簡単に出来るなっています。

○八代委員 だけれども、転用許可はもらわないといけないのですね。

○前島課長 そこはそうなります。そこは今の農地法の関係と言いましょか、農地法はこういったものの考え方で農地か農地でないかということを整理しておりますので、転用許可は必要になります。

○八代委員 その転用許可が大変なのではないですか。

○前島課長 ただ、そこは今回に関して言うと、農業用施設用地としてということであれば、農業用施設用地になるところに転用するというのであれば、ちゃんと施設用地になっているかどうかを確認すればということになりますので、通常言われるような住宅を建てるのかということの大変さとはだいぶ違うということでございます。

○八田座長 岸和田市としては、そうなったら税金を払わなければいけないから、そこが

一番大きいわけですね。

○栗栖総括理事　そうです。

○南部室長　大阪府です。

それも加えまして、ここは区画整理の圃場整備事業をやっている事業区域でございますから、土地改良法の管理になりますと、非農用地区域は3割の制限がかかっておりますので、今農林水産省の課長がおっしゃったように、植物工場的な施設用地をたくさん造りたい、特に30ヘクタールもありますから、そこへ集中的にそういうものを投下したいといっても、その数量的な制限はかかってしまいますので、部分的には農林水産省の課長がおっしゃっていることだと理解していますけれども、それを超える場合、15社でしたか、企業が参入したいという御意向もありますので、それが全て植物工場をするとは思いませんけれども、色々な形態で農業産業をされて、農と福祉の連携、作業場的なこともありますように、最先端のICT的なところの農業もありますから、色々な農業をこの特区でなし得たいということが我々の提案でございますので、そういう用途制限についても御配慮いただきたいというところでございます。

○八田座長　ということは、論点は二つあって、簡単に転用できても税金が高くなることが一つ、もう一つは、規模が大きいから簡単に転用ができない部分もあるということですね。

2番目のことに関して、どうですか。

○前島課長　多分規模が大きいから簡単に転用ができないではなくて、今おっしゃったことは、税金を入れて圃場整備をしておるわけです。圃場整備は基本的に田畑として使うという目的で税金を入れてやっておりますので、単なる宅地造成ということで税金を入れることは適切ではないことになるのです。これも結局税制の話と同じような話になるのですけれども、今のお話からすると、元々描いていた絵、田んぼなり畑として使うという絵とは違って、植物工場として使うと補助金を返還しなければいけなくなる。それはおっしゃるとおりなのです。

逆に言うと、私たち実務家の目から見て、この計画は本当に大丈夫なのかなということをやちょっと思わないではないのは、補助金の返還とか色々後で面倒な問題がおそらく出てくるだろう。

ただ、それが農地法上農地と見れば補助金返還をしなくて済むという話になるかどうかという、今までこんなことをやっているところはないので、逆に言うと、最初からそのつもりであれば、元々補助事業としてやるのが適切だったのかという議論が起きる可能性はあると思っています。

ですから、そこが土地の後の固定資産税の課税評価の話と同じでして、農地法上農地とみれば全てが解決していい、みんながハッピーになるかということ、そこは必ずしもそうはならないということをよく御留意いただきたいなと思っております。

○八田座長　分かりました。

本間先生、どうぞ。

○本間委員 御回答いただいたところの定義の話をもたまたま蒸し返したくないのですが、ちょっと確認の意味で質問します。「耕作」の定義が、土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することとなっていますが、これはあくまでも土地なのですね。土ではないのですね。土地であるということは、これは面積ですね。

だから、駐車場であっても農地であっても、面積を土地と呼んでいる限りは土に関わる必要はない。農林水産省は「耕作」を直接土に働きかけて肥培管理を行うという解釈を取られていると思うのですが、それはどこから来ているのでしょうか。つまり、ここで言われている土地というものを面積ではなくて土に働きかけるといふことの解釈はどこから来ているのか。ずっと不思議ではしなかったのです。

要するに、これまでずっと言っているように、その面積の範囲の中で農作業を行う。ここで言えば、肥培管理であれ、労費を加えて、資本を投じ、作物の生育を助けるための作業は植物工場そのものです。植物工場も同じことをしているわけです。その面積にある土には働きかけていなくても、その面積上で、ここで言う作物の生育を助けるための作業は行っているわけです。

だから、土地を土と、面積の中にある土地と解釈しているその根源と言いますか、それはどこに由来しているのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○栗原課長 農地法でございますから、そもそもの規制している対象が、本間先生のおっしゃった土地そのものだということなのです。いわゆる業規制みたいな、農業の世界を律しているものではなく、あくまでその土地で、なぜ土地かというのは、冒頭、規制の趣旨として申し上げましたように、これまで従来型でやっていた、まさに地面を耕してというときに、そういう状態のものを一旦売り飛ばしたら、それを元のいわゆる耕せる状態に戻すのは非常に困難なので、その前の段階で色々な規制をかけて、ちゃんとそこで耕して農業をやったださる方に権利が移転されるような形に収めておこうという趣旨での規制でしたから、土地を対象としているということなわけです。

○本間委員 あまり納得していないのですけれども、要は、その土地の作物の生育を助けるための作業が行われていけばいいのではないかと。つまり、そういう解釈が今日的には必要ではないか。これまでは常識と言うか、共通の理解、共通の認識として、農作業をする面積には土があって、それに直接働きかけることを「耕作」と呼んでいたはずなのだけでも、やはり、時代が変わって農法も変わってくると、その面積の中で行われる農業の形が色々変わっている。その一つが植物工場ではないかという気がするのです。

ですから、そこでこれは前にも申し上げているところですが、農業ないしは作物の生育を助けることをやめてしまったら、そこは農地ではないという解釈は当然だと思ふのです。

しかし、その面積の上で農業が行われている限りは、土に働きかけていようが、そうでなかろうが、その面積の中で行われていることをもって耕作という解釈はできないのかと

ということです。

○栗原課長 おそらく農業というものとしての評価であればおっしゃるようなことだと思いますが、農地法という法律の規制対象としてはあくまで土地であることは、例えば、従来から行われている農業の一つで言いますと、酪農などと言いますと、畜舎の部分は従来より当然農地ではないわけです。それは宅地である。

一方で、同じ農家が牛にやるための牧草を生育させているような土地が横にありまして、そこは当然農地として農場の規制対象になっているということで、同じ酪農業という農業の世界の中でも、うちの法律はまさに土地に着目した規制ですからそういった形になっているということです。

○本間委員 ですから、そこを見直しませんかという話なのですね。つまり、農地法は、農業の振興のためでも農業生産のためでもない法律だとは承知しています。

ただし、これはまた大きな話になりますけれども、そういう形で農地というものに規制をかけていいのか、まさに農地は農業生産を行う面積である限りは、農業振興のためあるいは日本の農業のための土地という解釈で法律を見直していく必要があるのではないかということなのです。そこまで特区の中で大きな話はできませんけれども、そういうことに向かって、例えば、特区の中で何かできることはないかということをやっと探してもらえませんかというお願いです。

○阿曾沼委員 すごく不毛な議論だと思います。昔、輸送という概念、AからBに物を運ぶという概念が、馬車から機関車に移ったときに、泥の上を四つ足がばかばか行くのが輸送であるという時代から汽車になって、車になっていく。時代の変化に伴って、解釈は当然変わっていくわけです。

農業化の時代から工業化の時代、そして情報化の時代に変遷してきましたが、それらは前に時代にとって代わることを意味しているのではなく、例えば、情報化時代の到来によって農業も進化し、工業も全く質の違ったものになっていくこと、これが現代の情報化社会であるとすると、将来を見据えた上で、解釈そのもの、定義を変えていくことは当たり前のことなのだろうと思うのです。

現在の法律があるからできないとおっしゃるけれども、可能にするためにはどうしたらいいのかということを考えるのがこの国家戦略特区であり、新しい時代に向けての議論なわけですから、そういう発想で議論をしていく必要がありますね。

前回のワーキンググループヒアリングのときに、私も会津の野菜栽培工場を見に行くと申し上げましたが、普通の土の土地ではできないカリウムの非常に少ないレタスは栽培できないんです。普通の栽培方法でのレタスは人工透析の患者などは食べられないわけです。

しかし、新しい技術によってICTのコントロール下で栽培したレタスはカリウムがないわけですから、病気の方でも食べられるんです。そういう新しい農作物を作っていくために、一歩進める議論ができないかということです。

○栗原課長 ありがとうございます。

前回は今回もお話をお聞きして、委員の先生方のお話には私もうなずくところではあるのです。前回は私のほうから御質問したかもしれませんが、要は、そういう解釈の変更なりをしたことによって、その先、どういう効果があるか、何のためにそういうことをするのかということだと思っております。

その部分が論点としてはない中で、その定義、解釈というお話になりますと、単純に今の農地法を前提として解釈を仮に広げて変えたときには、植物工場の用地につきましても、今の農地法の規制の対象になってしまいますよというお話を私としてはさせてもらっているわけですし、その先の効果というものを、具体的に先ほども少しお話が出ていたが、農地として現状は取扱われないことによって何がネックになって、あるいは、農地として取扱われることによってどういうメリットをお求めになるか、具体的な御提案があればという気がしております。

○八田座長 今日には二つの論点が出ていますけれども、今のここの転換についても、補助金を得たものに対して転用できるかどうかという論点の一つと、めでたく転用できたとしても、税制上は賦課がかかるよということ。後者について言えば、競争政策の観点からは、同じものを作っているのに、片一方は課税されていて、片一方は課税されていないということでは、明らかに競争条件が違うと思うのです。これはどっちに揃えてもいいのですけれども、既に農地以外のところで生産ができる技術進歩が起きたものについては、農地で生産されても農地以外で生産されても、ちゃんと宅地並み課税をするというなら、これは公平な競争です。そうすれば、農地以外の土地での生産を大いに促すだろうと思うのです。

ところが、農地以外の土地で生産ができるにもかかわらず、そちらにだけ大きな賦課をかけると、そういう産業は伸びないと思うのです。

だから、おっしゃった御質問ですけれども、始めから二つの形態に差を付けるところに問題があるから、どっちかの解決策を検討されるべきではないかと思うし、特区でそういう理由でもって始めるということは意義があるのではないかということが第1です。

第2は、これは前島さんがおっしゃった補助金のことです。同様の問題は全国至るところで出てきたのです。境港市もありましたね。補助金をある用途のために出したものを、その用途はそんなに重要ではなくなってしまったから、別のところに変換しよう。そうすると、全部返せということなのです。

これに関しては、境港市では非常に前向きに解決されました。その基本原理は、基本的にはモラルハザードを起こさせないということです。すなわち、補助金を安易にもらってやろうと思って、実はほかのことがやりたいのにそれを活用するということはさせないということです。これは大原則として必要です。

しかし、技術進歩が起き、状況が変わって以前にある目的で補助金を得た土地を転用したいというときに、それを妨げたら、やはり、日本全体の観点から見たら資源の有効な配

分を限定します。したがって、ある種の補助金返還義務をどういう場合には免除するかという考慮があってもいいのではないかと思います。

これは内閣府としても色々な例がありましたので、それを整理して農林水産省と議論して、どういうときに補助金返還をしなくて済むかということで検討していただければと思います。競争条件を等しくすることは、根本的には皆さんも心の中で思っていることだと思いますが、それをどう解決するかということが大きな問題だというのはよく分かりますが、それについても何らかの案が出てくればありがたいと思います。これからも、我々が死んでもずっと引き続き議論される問題だと思いますね。

○栗原課長 お話はよく理解したつもりでおります。

前段のお話については、やはり税制上の評価の話、取扱いの話になってこようかと思えます。その点についてどうするかは、内閣府の事務局にお願いしたほうがいいのかもしれませんが、やはり、課税上の話でございますので、例えば、固定資産税であれば総務省といったように課税の担当は別のところになりますので、私どもとしてお答えしかねる部分がありますので、今後の御検討の持ち方については、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。

○八田座長 分かりました。

○前島課長 補助金のほうも、先ほど私が申し上げましたように、これも農地と見れば全て問題が解決するというものでもないのです。八田先生がおっしゃるように、まさに補助金適正化法上、目的外使用をどう捉えるかというところで、失礼ながら申し上げると、岸和田市のほうは農地の使い方がどうなるかということは全く白紙の状態なわけです。今まさに事業進行中で、果たしてそういう話を結局、補助金適正化法となると財務省とうちの事業サイドがやることになるのですけれども、私のところは転用規制をやっている部署ですが、うちの事業サイドとは特にこの詳しい話はしていないのです。こう言うのはなんですけれども、こういった人たちが知ることが本当にいいのかどうか。物事、見ないほうがいいこともありますから。要するに、元々、今事業が進行中の中で、実は事業申請のやっているものと違ったものをやろうとしているのですよという議論を表立ってすることが本当に岸和田市にとって得なのかどうかということは、ちょっと考えられたほうがいいのかもしれないと思うのです。

○八田座長 もちろん色々な戦略はあるでしょうけれども、先ほど申し上げたように、会議としても随分色々なことで補助金についての同様の問題があって、それを理由があるときには返還しなくてもいいということをやってきましたから、その事例との比較と、岸和田市の今の計画がそれに適合するかどうかということの検討をする必要があります。

○南部室長 すみません。語弊があったら恐縮なのですが、我々は認めていただいている、立てている事業計画と違うことをやろうというわけではさらさらありませんで、今後新しい農業をしていく上で、先ほど申しましたように、農地のところにコンクリートを張った状態でICTをやるとか、福祉農業とか、そういったことにチャレンジできるような

企業なり、そういうところを呼び込みたい。一つ、そのために特区を提案させていただいているので、事業計画と全く違うこと、今後何をするか分からないことをしようとするわけではないので、そこで誤解のないように御理解いただけたらと思います。

○栗原課長　そこは理解しているのです。

ただ、それは特区計画には載っていますけれども、圃場整備の予算という意味では、多分そこにはそういう絵が描かれていないのではないかと思うのです。それで構わないのですというのでしたら内閣府の事務局で整理をしていただければいいのですけれども、手続というか、財務省に照会をかけるなり、うちの事業サイドに照会をかけるなり、それはやっていけばいいと思いますので、大丈夫ですかということを申し上げているだけなのです。

○八田座長　ちょっと時間もないのであれですけれども、まず、これはうちの事務局が仕切って、色々と論点整理をしたいと思います。

どうもありがとうございました。